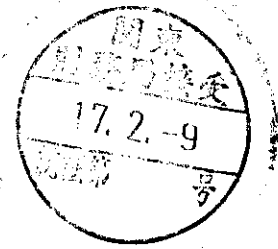


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の

総数（名）】

【提出形態】

変更報告書 No. 7

法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書

関東財務局長

弁護士 森下 国彦

東京都港区六本木一丁目 1 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

平成 17 年 1 月 31 日

平成 17 年 2 月 9 日

1 名

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	ローツェ株式会社
会社コード	6323
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	〒720-2104 広島県深安郡神辺町字道上 1 5 8 8 - 2

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年10月18日
代表者氏名	三木 桂一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業及び投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資一任契約及び投資信託による純投資。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			247,300
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 247,300
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 247,300		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年1月31日現在)	S 8,820,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	2.80
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.34

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、EDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）または紙面により関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社へ送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

本委任状は、当社が書面にて明示的に破棄しない限り、その効力は永久的に持続するものとする。

当社は、上記代理人が当社のためにすべての銘柄について大量保有報告書または変更報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

上記の証として、当社は、2005年2月9日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役社長
三木 桂一 (印)

